平成２２年（フ）第３４３８号
福岡市博多区東比恵４丁目８番21―309号
債務者　稲永　英子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２号
福島県いわき市植田町小名田39番地の18　サニーハイツ102
債務者　小野　裕子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第５号
山形県最上郡最上町大字向町532番地の12
債務者　松田あつ子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第６号
山形県最上郡最上町大字向町532番地の12
債務者　松田　正平
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第９２６号
栃木県宇都宮市飯田町419番地　森病院、住民票上の住所栃木県宇都宮市飯田町259番地11　つくし荘202号室
債務者　成年被後見人　増山　サト
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１４１号
長野県諏訪郡原村3677番地４
債務者　行田　咲子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第６８３号
岐阜市笹土居町６番地
債務者　高橋久美子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６８７号
岐阜県各務原市蘇原東島町２丁目168番地　フィアスウエスト206号室
債務者　山内　重紀
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６９１号
岐阜県本巣郡北方町高屋伊勢田２丁目66番地
債務者　横山　　進
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６９２号
岐阜県本巣郡北方町高屋伊勢田２丁目66番地
債務者　横山しずよ
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１８３号
山口県宇部市大字妻崎開作251番地５、旧住所山口県宇部市大字東須恵1157番地93
債務者　友成美代子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２０４号
山口県山陽小野田市大字小野田846番地13
債務者　天重　晴美
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第６３９号
大分市大字下郡1546番地　グレイスコーポせいわＢ101
債務者　後藤　　豊
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６１５号
金沢市円光寺本町３番32号
債務者　塩川　孝一
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６３７号
金沢市上安原２丁目50番地
債務者　木村　　泉
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第７５号
岐阜県下呂市萩原町萩原1293番地、前住所岐阜県下呂市金山町金山1974番地
債務者　今井　みわ（旧姓戸﨑）
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第３６２３号
名古屋市名東区引山３丁目583番地　パールレジデンス１―２Ｂ号
債務者　堀　　敏博
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部